

平成25年度

企業誘致

事務事業 評価表

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	商工観光部 企業・港振興課		担当者	末永知弘		
根拠法令等	企業立地促進条例 (H25～企業立地支援条例)					
事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> ソフト事業		<input type="checkbox"/> 建設・整備事業	<input type="checkbox"/> 施設管理	<input type="checkbox"/> 内部管理	
政策	地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり		施策	商工業の振興		
			小施策	雇用・就業環境の充実		
一体化躍動プラン		重点施策				
		企業誘致の促進、工業団地の整備及び付加価値の高い地場産業振興による雇用の確保				
予算科目等	会計	一般会計				
	款	商工費	項	商工費	目	商工振興費
	事項	企業立地対策費		細事項	企業立地対策費	
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	県内外の企業を訪問し、本市の企業立地優遇制度の紹介及び企業動向の情報収集を実施するとともに立地の可能性がある企業との交渉を実施 市内企業の業況及び雇用状況把握のための企業訪問を実施し、増設等の事業規模拡大の支援を実施				
	対象 (誰を、何を対象とする事業か)	市内外企業				
	手段 (市がどのような活動をするか)	企業訪問により、企業動向の情報収集及び意見交換を実施し、立地に向けた交渉及び立地に対する支援を行なう。				
	意図 (どのような目的で事業を行うか)	企業立地による地域産業の振興と新たな雇用の創出を促進する。				
	事業開始年度	昭和63年度				
	活動指標	指標名			目標値	目標年度
	成果指標	企業訪問件数			1,000社	平成32年度
	立地 (協定) 件数、新規雇用者数			40件、800人	平成32年度	
経費及び指標の推移	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
	事務事業費	27,912	45,488	41,212	57,193	57,193
	報酬	42	19	85	85	85
	報償費	200	129	176	176	176
	旅費	2,617	2,639	2,802	3,000	3,000
	需用費	572	189	1,080	800	800
	役務費	3,125	51	62	62	62
	委託料	1,677	4,984	2,535	2,535	2,535
	使用料及び賃借料	76	48	35	35	35
	負担金	1,598	543	497	500	500
	補助金	18,005	36,886	33,940	50,000	50,000
	企業立地補助金	18,005	36,886	33,940	50,000	50,000
	財源内訳					
	国・県支出金					
	その他					
	一般財源	27,912	45,488	41,212	57,193	57,193
	要員配置状況	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
職員	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	
嘱託員						
臨時職員等						
活動実績・計画	70社	113社	150社	150社	150社	
成果指標の推移	7件、140人	1件、18人	5件、100人	5件、100人	5件、100人	
特筆すべき事項等	平成25年度から企業立地に係る支援制度を大幅拡充し、更に企業立地を推進していくこととしている。 また、立地した企業や既存企業との業種や分野の枠を超えた企業間交流を図り、市内企業の受発注の増加を促進し雇用機会の創出を図りたい。					

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	<b>対象・手段の妥当性</b> <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 改善の余地はある <input type="checkbox"/> 妥当ではない (上記選択の理由) 企業立地支援戦略方針に基づき、企業誘致活動を展開するすることとしており、計画的、かつ効率的に企業訪問を実施している。 企業誘致では、柔軟でスピーディな対応が求められる。特に企業との信頼関係が重要と考えており、直接、企業トップとの面会を重ね信頼関係を構築していく。
	<b>市が関与すべき妥当性</b> <input checked="" type="checkbox"/> 市が関与すべき <input type="checkbox"/> 民間でも可能 <input type="checkbox"/> 民間で実施すべき (上記選択の理由) 将来的には、民間活用も考えているが、市が旗振り役となり民間と協働で進めていく必要がある。 民間活用には、組織の立ち上げや仕組み等の検討が必要であることから、現段階では、市が実施していくべきである。
効率性	<b>事業費の削減余地</b> <input type="checkbox"/> 削減の余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない (上記選択の理由) 計画的な企業訪問を実施しているが、誘致推進には積極的な企業訪問が必要であり、削減余地はないと考える。
	<b>要員配置の削減余地</b> <input type="checkbox"/> 削減の余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない (上記選択の理由) 新たな企業誘致に向けた活動はもちろんであるが、既に立地した企業や地元企業のフォローアップも重要であり、現在の体制は、必要最低限の要員であり削減余地はないと考える。
有効性	<b>成果の達成度</b> <input checked="" type="checkbox"/> 達成度はかなり高い <input type="checkbox"/> 達成度はやや高い <input type="checkbox"/> 達成度は低い (上記選択の理由) 合併以降、18件の立地協定を締結しており、1,000人余りの雇用創出があった。
	<b>成果の向上余地</b> <input checked="" type="checkbox"/> 余地がかなりある <input type="checkbox"/> 余地がある程度ある <input type="checkbox"/> 余地はほとんどない (上記選択の理由) 企業訪問により確実に誘致が成功するとは限らないが、これまで築いた企業との関係を維持しつつ、新たな企業の開拓も必要であり、今後成長が見込まれる業種の企業にターゲットを絞り積極的に誘致を推進することとしており、今後成果が出てくるものと期待している。 また、富士通インテグレートドマイクロテクノロジー株の閉鎖が目前であるが、跡地活用には雇用が生まれる企業を誘致したいと考えているところである。
4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価(一次)	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 県内外からの新規立地に注力していくが、併せて、既存企業の増設や事業規模拡大の推進と支援を実施する必要があることから、事業を拡大すべきである。
結果	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 市内企業及び関係団体による「(仮)薩摩川内市企業連携協議会」の設置を予定している。 異業種企業による技術交流やビジネスマッチングをサポートし、産業技術及び企業収益の向上を目指す。
外部評価(二次)	事務事業の視点別評価 妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 効率性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
結果	まとめ(補助金等評価を含む。)

## 参考資料

### 1 需用費について

- ・ 平成25年度予算の需用費増加の理由
  - ① 企業立地支援制度の改正に伴い、企業誘致パンフレットの作成が必要となったため。（印刷製本費・・・220,500円）
  - ② 市内企業と市外企業との企業マッチングを促進するため、企業ハンドブックの作成するため。（印刷製本費・・・609,000円）

### 2 委託料について

- (1) 平成24年度の委託料が前年度と比較し大幅に増加した理由
  - ① 平成24年度から企業チャレンジセミナーを実施したことによる。
    - ・ 立地企業や市内企業に異業種企業との出会いの場を提供し、企業間の情報交流や技術連携につながる商談会を実施した。
  - ② 企業誘致ホームページを新たに構築したことによる。
    - ・ 従来の企業誘致ホームページは、簡易なソフトウェアで作成されていたことから、分かりにくい点やインパクトに欠けていたことから全面的にリニューアルしたものである。

(2) 委託料の比較及び内訳 (単位：円)

区 分	平成24年度	平成23年度	比 較	備 考
企業立地意向調査業務委託	300,000	300,000	0	
企業誘致インターネット広告業務委託	1,639,379	894,053	745,326	H24：年間 H23：7ヶ月間
水利権更新申請書作成業務委託	0	483,000	△483,000	H23は、更新年次回は、H26
企業チャレンジセミナー業務委託	1,995,000	0	1,995,000	新規 H25以降も継続
企業誘致ホームページ作成業務委託	1,050,000	0	1,050,000	新規 H24のみ
計	4,984,379	1,677,053	3,307,326	

所管部課名	商工観光部 企業・港振興課		担当者	末永知弘				
事務事業名	企業誘致							
根拠法令	企業立地促進条例（H25～企業立地支援条例）							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成25年度 予算額	33,940千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
		千円	千円	33,940千円				
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	投下固定資産総額			—	—			
成果指標②	新規市内雇用者数			—	—			
補助対象者	立地事業者							
補助対象経費	用地取得費、施設設備費、賃借費、通信費、新規雇用費							
補助対象事業・活動の内容	市内に工業生産施設等を新設、増設又は移転のために必要な施設用地、施設設備の取得に要した経費及び施設用地、建物の賃借に要した経費等の一部を補助する。							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	用地取得費：5/10～3/10、施設設備費：10/100～5/100、賃借費：5/10～3/10、通信費：5/10～3/10、新規雇用：30万円/人（障がい者：40万円/人）							
補助金額又は補助率の積算方法	—							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	18,436,000	100.0%	18,005,000	100.0%	36,886,000	100.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	18,436,000	100.0%	18,005,000	100.0%	36,886,000	100.0%
	支出	事業費	18,436,000	100.0%	18,005,000	100.0%	36,886,000	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	18,436,000	100.0%	18,005,000	100.0%	36,886,000	100.0%
	支出計/前年度支出計					97.7%		204.9%
	自己資金/前年度自己資金							
	翌年度繰越金/市補助金			0.0%		0.0%		0.0%
	交付件数			2件		3件		4件
成果指標の推移①			864,208千円		90,768千円		830,458千円	
成果指標の推移②			10人		61人		8人	
特記すべき事項等	① 成果指標②新規市内雇用者（6ヶ月以上連続雇用かつ6ヶ月以上本市の市民）							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項目	主管課 評	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	企業の新增設等に伴い、新たな雇用が生まれており、間接的に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	①に該当 地域雇用の創出及び維持につながる。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
有効性	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	投下固定資産額及び新規雇用者数によって測定することとしており、その効果は着実に出ており、更に測定数値外の効果も継続的に出ている。
	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)		
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	国、県とともに実施しているものであり、行政以外の実施は困難である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	他の自治体との競争激化の傾向にあるが、昨今の社会情勢や経済状況から、企業立地の初期投資及び雇用促進への支援として妥当な水準である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	各企業は、不安定な経済状況の中で、新たな事業への取り組みや雇用維持に努力しており、補助の効果は高い。また、企業立地に係るインシヤルコストへの補助であることから、永続的・固定的となるような性格のものではない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	主には、産業技術の向上があげられるが、地域への貢献もあり、公益性がある。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	企業立地に係る初期投資への補助は大変重要であるが、立地後のフォローも同様に重要であることから、立地促進に加え企業育成も注力していく。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	全国の企業誘致競争は激化し、様々な施策が講じられており、本市への立地を加速させるためにも不可欠な補助金である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次) 結果	今後の改革の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 平成25年4月から新たな企業立地支援制度をスタートしたことから、当面は企業立地状況や補助の効果を確認したい。 また、今後の経済状況によっては、見直しも必要と考えており、時勢に合致する制度となるよう努めて参りたい。

○薩摩川内市企業立地促進条例

平成16年10月12日

条例第234号

改正 平成23年3月25日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、別に定めがあるものを除くほか、企業立地の促進に資するため、本市内において工業生産施設等の新設、増設又は移転をしようとする者に対し、必要な助成措置を行い、もって本市における経済の浮揚及び雇用の増大を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工業生産施設等 工業生産施設、鉱物採掘施設、情報サービス施設、研究開発施設、流通業務施設及び観光施設（これらの施設に設置される設備を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 工業生産施設 製造の事業の用に供する設備を有する施設で、規則で定めるものをいう。
- (3) 鉱物採掘施設 鉱業の用に供する設備を有する施設をいう。
- (4) 情報サービス施設 ソフトウェア業、情報処理サービス業又は情報提供サービス業の用に供する施設をいう。
- (5) 研究開発施設 新たな製品の製造、新たな技術の開発又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的とした試験研究の用に供する設備を有する施設をいう。
- (6) 流通業務施設 道路貨物運送業、倉庫業、梱包業又は卸売業の用に供する設備を有する施設で、市長が別に定める区域に設置されるものをいう。
- (7) 観光施設 観光事業及びスポーツ・レクリエーション事業の用に供する設備を有する施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の風俗営業及び同条第5項の性風俗関連特殊営業の用に供する設備を有する施設を除く。）で、規則で定めるものをいう。
- (8) 新設 市内に工業生産施設等を有しない者が新たに工業生産施設等を設置し、又は市内に工業生産施設等を有する者が新たな業種の事業を行う目的で新たに工業生産施設等を設置することをいう。
- (9) 増設 市内に工業生産施設等を有する者が既設の工業生産施設等の規模を拡大する目的で、当該工業生産施設等の存する敷地又は当該工業生産施設等の存する敷地と異なる市内の敷地に、工業生産施設等を設置することをいう。
- (10) 移転 市内に工業生産施設等を有する者が既設の工業生産施設等の規模を拡大する目的で、当該工業生産施設等を廃止し、当該工業生産施設等の存する敷地から当該工業生産施設等の存する敷地と異なる市内の敷地に、工業生産施設等を設置することをいう。

(11) 事業者 工業生産施設等の新設，増設又は移転を行おうとする者をいう。

(12) 投下固定資産総額 工業生産施設等の新設，増設又は移転に伴い，取得した固定資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる資産をいう。）のうち，工業生産施設等の事業の用に直接供するものの取得に要した額の合計額で，市長が認定した額をいう。

(13) 新規雇用者 工業生産施設等の新設，増設又は移転に係る操業開始に伴い，新たに雇用される者のうち，規則で定めるものをいう。

(助成措置等)

第3条 市長は，本市における経済の浮揚及び雇用の増大を図るために必要があると認めるときは，予算の範囲において，次に掲げる措置（以下「助成措置」という。）を行うことができる。ただし，第2号から第4号までの規定による助成措置は，同一の工業生産施設等の新設，増設又は移転について重複して適用することができない。

(1) 固定資産税の課税免除 事業者に対して課する固定資産税の課税を，地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき免除する措置

(2) 用地取得費補助 工業生産施設等の新設，増設又は移転のために必要な土地（以下「施設用地」という。）の取得に要した経費の一部を補助する措置

(3) 施設設備費補助 工業生産施設等の新設，増設又は移転のために必要な建物を取得又は賃借し，かつ，機械設備を取得した場合にその建物及び機械設備（以下これらを「施設設備」という。）の取得に要した経費の一部を補助する措置

(4) 工場等賃借費補助 工業生産施設等の新設，増設又は移転のために必要な建物又は施設用地（以下これらを「賃借物件」という。）の賃借に要した経費の一部を補助する措置

(5) 通信費補助 工業生産施設等のうち情報サービス施設に係る新設，増設又は移転を行った施設において通信回線の使用に要した経費の一部を補助する措置

(6) 新規雇用奨励金の交付 新規雇用者のうち，操業開始日から1年を経過する日において引き続き6箇月以上継続して雇用され，かつ，本市に住所を6箇月以上有する者（以下「新規市内雇用者」という。以下同じ。）を雇用した場合に奨励金を交付する措置

2 市長は，公益上必要があると認めるときは，事業者に対して，施設用地，賃借物件，資金及び労務のあっせん等便宜の供与を行うことができる。

(助成措置の対象)

第4条 助成措置は，次に掲げる要件を具備する事業者を対象とする。

(1) 用地取得費補助を受けようとする場合は，施設用地を新たに取得し，かつ，当該施設用地に工業生産施設等を新設し，増設し，又は移転し，施設用地を取得した日（分割して取得した場合にあっては，当該施設用地の一部を最初に取得した日とする。）から5年以内に

その操業を開始していること。

(2) 施設設備費補助を受けようとする場合は、工業生産施設等を新設し、増設し、又は移転し、施設設備を取得した日（分割して取得した場合には、当該施設設備の一部を最初に取得した日とする。）から2年以内にその操業を開始していること。

(3) 工場等賃借費補助を受けようとする場合は、賃借物件を新たに賃借し、かつ、当該賃借物件に工業生産施設等を新設し、増設し、又は移転し、賃借物件を賃借した日（分割して賃借した場合には、当該賃借物件の一部を最初に賃借した日とする。）から2年以内にその操業を開始していること。

(4) 工業生産施設等の操業開始時において、新規雇用者の数が10人以上であること。ただし、増設又は移転の場合は、5人以上であること。

(5) 工業生産施設等の投下固定資産総額が2,700万円を超えること。ただし、観光施設にあつては、投下固定資産総額が2,700万円を超え、かつ、投下固定資産総額及び当該施設用地に係る用地取得費の合計額が1億円を超えること。

(審査会の設置)

第5条 市長の諮問機関として、薩摩川内市企業立地審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、市長の諮問に応じ、事業者に対する助成措置に関し必要な審査を行うものとする。

(審査会の委員定数)

第6条 審査会の委員の定数は、6人以内とする。

(審査会の運営等)

第7条 審査会の運営その他必要な事項は、規則で定める。

(指定申請)

第8条 第3条第1項各号の助成措置を受けようとする事業者は、あらかじめ市長に申請し、その指定を受けなければならない。

(指定)

第9条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成措置を行うことが適当であると認めるときは、当該申請をした事業者を助成対象事業者として指定する。

2 市長は、前項の指定に当たっては、審査会に諮問してその意見を聴かななければならない。

3 市長は、助成対象事業者として指定する場合において公益上必要があると認めるときは、環境の保全に関する協定の締結その他必要な条件を付することができる。

(固定資産税の課税免除の対象等)

第10条 固定資産税の課税免除は、助成対象事業者のうち、青色申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）第143条又は法人税法（昭和40年法律第34号）第121条第1項に規定するものをいう。）を提出するものを対象とする。

2 固定資産税の課税免除の期間及び額は、工業生産施設等の用に供する家屋及び償却資産並び



にその敷地である土地（土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地に当該家屋及び償却資産の建設の着手があった場合に限る。）に対して課する固定資産税を新たに課することとなる年度から新設の場合にあつては5年間、増設又は移転の場合にあつては3年間、当該固定資産税に相当する額とする。

（固定資産税の課税免除の申請）

第11条 固定資産税の課税免除を受けようとする助成対象事業者は、その旨市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、第1条の目的の達成に寄与すると認めるときは、固定資産税の課税免除を行うものとする。

（用地取得費補助の額等）

第12条 用地取得費補助は、次の各号に掲げる工業生産施設等の設置区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

（1） 新設の場合 工業生産施設等の施設用地の取得に要した経費（売買代金及び当該施設用地に係る造成費（解体費を含む。）をいう。以下同じ。）に10分の5を乗じて得た額

（2） 増設又は移転の場合 工業生産施設等の施設用地の取得に要した経費に10分の3を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、用地取得費補助は、次の各号に掲げる工業生産施設等の設置区分及び新規雇用者数に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

（1） 新設の場合

ア 10人以上20人未満の場合 3,000万円

イ 20人以上30人未満の場合 5,000万円

ウ 30人以上の場合 1億円

（2） 増設又は移転の場合

ア 5人以上20人未満の場合 3,000万円

イ 20人以上30人未満の場合 5,000万円

ウ 30人以上の場合 1億円

（施設設備費補助の額等）

第13条 施設設備費補助は、次の各号に掲げる工業生産施設等の設置区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

（1） 新設の場合 工業生産施設等の施設設備の取得に要した経費に100分の2を乗じて得た額

（2） 増設又は移転の場合 工業生産施設等の施設設備の取得に要した経費に100分の1を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、施設設備費補助は、次の各号に掲げる工業生産施設等の設置区分

及び新規雇用者数に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

(1) 新設の場合

- ア 10人以上20人未満の場合 3,000万円
- イ 20人以上30人未満の場合 5,000万円
- ウ 30人以上の場合 1億円

(2) 増設又は移転の場合

- ア 5人以上20人未満の場合 3,000万円
- イ 20人以上30人未満の場合 5,000万円
- ウ 30人以上の場合 1億円

(工場等賃借費補助の額等)

第14条 工場等賃借費補助は、次の各号に掲げる工業生産施設等の設置区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 新設の場合 工業生産施設等の賃借物件の賃借に要した経費に10分の5を乗じて得た額

(2) 増設又は移転の場合 工業生産施設等の賃借物件の賃借に要した経費に10分の3を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、工場等賃借費補助の額及び期間は、次の各号に掲げる工業生産施設等の設置区分及び新規雇用者数に応じ、当該各号に掲げる額を1年当たりの限度とし、操業開始日の属する月から3年を経過する月までの期間とする。

(1) 新設の場合

- ア 10人以上20人未満の場合 1,000万円
- イ 20人以上30人未満の場合 2,000万円
- ウ 30人以上の場合 3,000万円

(2) 増設又は移転の場合

- ア 5人以上20人未満の場合 1,000万円
- イ 20人以上30人未満の場合 2,000万円
- ウ 30人以上の場合 3,000万円

(通信費補助の額等)

第15条 通信費補助は、次の各号に掲げる情報サービス施設の設置区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 新設の場合 情報サービス施設における通信回線の使用に要した経費に10分の5を乗じて得た額

(2) 増設又は移転の場合 情報サービス施設における通信回線の使用に要した経費のうち、当該施設の増設又は移転により増加した経費に10分の3を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、通信費補助の額及び期間は、新設、増設又は移転の設置区分を問わず、次の各号に掲げる雇用者（操業開始日の翌日から起算して1年を経過する日、2年を経過する日及び3年を経過する日のそれぞれ属する月の末日時点において雇用されている者のうち、規則で定めるものをいう。）の数に応じ、当該各号に掲げる額を1年当たりの限度とし、操業開始日の属する月から3年を経過する月までの期間とする。

(1) 50人以上100人未満の場合 1,000万円

(2) 100人以上200人未満の場合 2,000万円

(3) 200人以上の場合 3,000万円

(新規雇用奨励金の額等)

第16条 新規雇用奨励金の額は、新規市内雇用者の数に30万円を乗じて得た額とする。この場合において、新規市内雇用者に障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に掲げる者をいう。）があるときは、障害者の数に10万円を乗じて得た額を加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、新規雇用奨励金の額は、1億円を限度とする。

(補助等の申請)

第17条 用地取得費補助、施設設備費補助、工場等賃借費補助、通信費補助又は新規雇用奨励金の交付を受けようとする助成対象事業者は、それぞれその旨市長に申請しなければならない。ただし、用地取得費補助、施設設備費補助及び工場等賃借費補助については、そのいずれかを申請するものとする。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、それぞれその内容を審査し、第1条の目的の達成に寄与すると認めるときは、補助を行い、又は新規雇用奨励金を交付するものとする。

(相続その他の承継)

第18条 助成対象事業者又は第10条第2項、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項若しくは第16条第1項の規定による助成措置を受け、若しくは受けることとなった助成対象事業者（以下「助成適用事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、速やかにその旨市長に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併等により消滅した場合 合併等により設立された法人の代表者

(3) 営業権を譲渡した場合 当該譲受人

2 前項各号に掲げる者は、市長の承認を受けたときに、当該助成対象事業者又は助成適用事業者の地位を承継する。

(立入検査)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、助成対象事業者又は助成適用事業者に対し、そ

の業務に関する報告を求め、又はその職員をして当該工業生産施設等に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、助成対象事業者、助成適用事業者その他の関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助成適用事業者の責務等)

第20条 助成適用事業者は、この条例の目的及び主旨を理解し、市長の指示に従い、適正な企業運営に努めなければならない。

- 2 市長は、助成適用事業者が前項に規定する責務を履行していないと認めるときは、当該助成適用事業者に対し、必要な指示をすることができる。

(助成措置の取消等)

第21条 市長は、助成適用事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第9条第1項の規定による指定を取り消し、又は既に行った固定資産税の課税免除を取り消し、若しくは既に交付した用地取得費補助、施設設備費補助、工場等賃借費補助、通信費補助若しくは新規雇用奨励金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 第4条に定める要件を具備しなくなったとき。
- (2) 第9条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 工業生産施設等の操業を廃止したとき。
- (4) 市長の承諾なしに工業生産施設等の操業を休止したとき。
- (5) 市長に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (6) 第19条の規定による報告及び立入検査を正当な理由なく拒んだとき。
- (7) 前各号に掲げるほか、助成適用事業者として適当でないと認められるとき。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の川内市企業立地促進条例(平成8年川内市条例第25号)、樋脇町企業誘致促進に関する補助金交付要綱(平成4年樋脇町訓令第3号)、東郷町企業誘致促進に関する補助金交付要綱(平成元年東郷町訓令第1号)又は祁答院町工場等立地促進に関する条例(平成9年祁答院町条例第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 第3条第1項各号に掲げる助成措置は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に施設用地を新たに取得し、又は工業生産施設等を新設し、増設し、若しくは移転しようとする者について適用する。
- 4 この条例は、平成27年3月31日（以下「効力失効日」という。）限り、その効力を失う。
- 5 前項の規定にかかわらず、この条例の効力失効日までに助成対象事業者として指定を受けた者又は助成適用事業者に対する助成に関しては、この条例の規定は、効力失効日以後も、なおその効力を有する。

附 則（平成23年3月25日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の薩摩川内市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に工業生産施設等の操業を開始する助成対象事業者について適用し、同日前に工業生産施設等の操業を開始した助成対象事業者については、なお従前の例による。

○薩摩川内市企業立地促進条例施行規則

平成16年10月12日

規則第191号

改正 平成17年4月1日規則第55号

平成18年8月1日規則第61号

平成20年4月1日規則第24号

平成20年6月1日規則第30号

平成20年7月3日規則第33号

平成21年3月31日規則第10号

平成23年3月25日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市企業立地促進条例（平成16年薩摩川内市条例第234号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「基本条例」という。）を実施するため、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(工業生産施設)

第2条 条例第2条第2号に規定する施設とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 製造の事業の用に供する設備を有する施設及びその施設に付随する用途に供する施設
- (2) 人工的に光、水分及び養分等の供給を制御する設備を有し、太陽光を遮断した密閉空間内で農林産物を工業的に生産する施設及びその施設に付随する用途に供する施設

(観光施設)

第3条 条例第2条第7号に規定する施設とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 遊園地 船遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、ジャングルジムその他これに類する遊戯施設を数種類組み合わせた施設
- (2) 動物園 展示資料が500点以上の施設
- (3) 植物園 展示資料が500種類以上又は1,000点以上の施設
- (4) 水族館 展示資料が100種類以上又は1,000点以上の施設
- (5) 運動施設 野球場、庭球場、バレーボール場、水泳プール、スケート場その他これに類する施設
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が本市の観光振興に特に必要と認めるもの

(新規雇用者)

第4条 条例第2条第13号に規定する新規雇用者とは、工業生産施設等の新設、増設又は移転に係る操業開始に伴い、新たに雇用される者で、かつ、3箇月以上継続して雇用保険の被保険者となるものをいう。

(施設用地)

第5条 条例第4条第1号に規定する施設用地は、地形、地質又は土地利用の現況から判断して、一体の土地として利用することが可能な一団の土地とする。

2 前項の施設用地を新たに取得した場合において、既存の工業生産施設等の存する施設敷地に工業生産施設等を増設又は移転したことによって、その敷地の有していた機能を新たに取得した施設用地に移すこととなったときは、当該新たに取得した施設用地に工業生産施設等を増設又は移転したものとみなす。

(助成対象事業者としての指定申請)

第6条 条例第8条に規定する指定申請をしようとする事業者は、自らの工業生産施設等の新設、増設又は移転のための工事（以下「工業生産施設等の新增設等工事」という。）に着手しようとする日の1箇月前までに、助成対象事業者指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工業生産施設等の新增設等工事に関する建設計画を明らかにする書類
- (2) 貸借対照表、損益計算書等の資本、資産等を明らかにする書類
- (3) 雇用計画を明らかにする書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定書の交付)

第7条 市長は、指定申請書を提出した事業者に対し条例第3条第1項各号の助成措置を行うことが適当であると認めるときは、助成対象事業者指定書（様式第2号。以下「指定書」という。）を交付する。

(立地協定の締結)

第8条 市長は、公益上必要があると認めるときは、指定書の交付を受けた事業者（以下「助成対象事業者」という。）に対して、立地協定の締結を求めることができる。

(着工届出等)

第9条 助成対象事業者は、工業生産施設等の新增設等工事に着手し、又は当該工事を完了したときは、助成対象事業者着工届（様式第3号）又は助成対象事業者完了届（様式第4号）により直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(操業開始届)

第10条 助成対象事業者は、工業生産施設等の全部又は一部の操業を開始したときは、当該開始した日から1箇月以内に、助成対象事業者操業開始届（様式第5号。以下「操業開始届」という。）を市長に提出しなければならない。

(固定資産税の課税免除の申請等)

第11条 固定資産税の課税免除を受けようとする助成対象事業者は、条例第11条の規定に基づき、固定資産税課税免除申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、当該工業生産施

設等の新設，増設又は移転に係る固定資産税が新たに賦課されることとなる年度の初日の属する年の2月末日までに，市長に提出しなければならない。

- (1) 国の税務官署に提出した所得税又は法人税に係る確定申告書の写し
- (2) 課税免除の適用を受ける部分とその他の部分との区別を証する明細書
- (3) 雇用者名簿（労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条第1項に規定する労働者名簿をいう。以下同じ。）の写し
- (4) 雇用保険被保険者台帳等の写し（新規雇用者（指定申請書の提出日以後に雇用された者に限る。）を含む。以下同じ。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

2 市長は，前項の申請書を受理したときは，その内容を審査し，固定資産税の課税免除を行うことを決定したときは，当該助成対象事業者に対して固定資産税課税免除決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（通信費補助の対象者）

第12条 条例第15条第2項に規定する雇用者とは，情報サービス施設において雇用され，かつ，3箇月以上継続して雇用保険の被保険者となるものをいう。

（用地取得費補助の申請等）

第13条 用地取得費補助を受けようとする助成対象事業者は，条例第17条の規定に基づき，用地取得費補助金交付申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて，工業生産施設等の全部又は一部の操業を開始した日から6箇月以内に，市長に提出しなければならない。

- (1) 用地取得費補助金の額の積算を証する書類
- (2) 事業概要を明らかにする書類
- (3) 条例第3条第1項第2号に規定する施設用地の取得に係る契約書の写し及び不動産登記事項証明書
- (4) 雇用者名簿の写し
- (5) 雇用保険被保険者台帳等の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

2 市長は，前項の申請書を受理したときは，その内容を審査し，用地取得費補助を行うことを決定したときは，当該助成対象事業者に対して用地取得費補助金交付決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（施設設備費補助の申請等）

第14条 施設設備費補助を受けようとする助成対象事業者は，条例第17条の規定に基づき，施設設備費補助金交付申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて，工業生産施設等の全部又は一部の操業を開始した日から6箇月以内に，市長に提出しなければならない。

- (1) 施設設備費補助金の額の積算を証する書類



- (2) 事業概要を明らかにする書類
- (3) 条例第3条第1項第3号に規定する施設設備の取得及び賃借に係る契約書の写し及び当該契約に係る支払いを証する書類
- (4) 雇用者名簿の写し
- (5) 雇用保険被保険者台帳等の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、施設設備費補助を行うことを決定したときは、当該助成対象事業者に対して施設設備費補助金交付決定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（工場等賃借費補助の申請等）

第15条 工場等賃借費補助を受けようとする助成対象事業者は、条例第17条の規定に基づき、工場等賃借費補助金交付申請書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、工業生産施設等の全部又は一部の操業を開始した日から1年を経過する日、2年を経過する日、3年を経過する日のそれぞれ属する月の末日から3箇月以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 工場等賃借費補助金の額の積算を証する書類
- (2) 事業概要を明らかにする書類
- (3) 条例第3条第1項第4号に規定する賃借物件の賃借に係る契約書の写し及び補助対象となる期間における賃借費の支払いを証する書類の写し
- (4) 雇用者名簿の写し
- (5) 雇用保険被保険者台帳等の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、工場等賃借費補助を行うことを決定したときは、当該助成対象事業者に対して工場等賃借費補助金交付決定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（通信費補助の申請等）

第16条 通信費補助を受けようとする助成対象事業者は、条例第17条の規定に基づき、通信費補助金交付申請書（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて、情報サービス施設の全部又は一部の操業を開始した日から1年を経過する日、2年を経過する日、3年を経過する日のそれぞれ属する月の末日から3箇月以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 通信費補助金の額の積算を証する書類
- (2) 事業概要を明らかにする書類
- (3) 通信回線の使用に係る契約書の写し及び補助対象となる期間における通信費の支払いを証する書類の写し
- (4) 雇用者名簿の写し

(5) 雇用保険被保険者台帳等の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、通信費補助を行うことを決定したときは、当該助成対象事業者に対して通信費補助金交付決定通知書（様式第15号）により通知するものとする。

（新規雇用奨励金の申請等）

第17条 新規雇用奨励金の交付を受けようとする助成対象事業者は、条例第17条の規定に基づき、新規雇用奨励金交付申請書（様式第16号）に次に掲げる書類を添えて、工業生産施設等の全部又は一部の操業を開始した日以後1年を経過した日から1箇月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 新規雇用奨励金の額の積算を証する書類

(2) 事業概要を明らかにする書類

(3) 雇用者名簿の写し

(4) 雇用保険被保険者台帳等の写し

(5) 新規市内雇用者（条例第3条第1項第6号に規定する者をいう。以下同じ。）に障害者がある場合は、障害者であることを証する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、新規雇用奨励金の交付を行うことを決定したときは、当該助成対象事業者に対して、新規雇用奨励金交付決定通知書（様式第17号）により通知するものとする。

（用地費取得補助金等の請求）

第18条 第13条から前条までの規定により用地取得費補助金、施設設備費補助金、工場等賃借費補助金、通信費補助金又は新規雇用奨励金の交付決定の通知を受けた助成対象事業者は、補助金交付請求書（様式第18号）又は新規雇用奨励金交付請求書（様式第19号）により請求しなければならない。

（端数処理）

第19条 用地取得費補助金、施設設備費補助金、工場等賃借費補助金又は通信費補助金について、条例第12条から第15条までの規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（相続等承継の届出）

第20条 条例第18条第1項各号のいずれかに該当することとなった者は、助成対象事業者等承継届（様式第20号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（事業の廃止、休止等の届出）

第21条 助成措置を受けることとなった助成対象事業者は、当該工業生産施設等の操業を開始

した日から10年を経過する日までの間に、当該工業生産施設等を廃止し、又は休止しようとするときは、助成対象事業者等廃止・休止届（様式第21号）により速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 既に提出している書類等の記載事項に変更の生じた助成対象事業者は、助成対象事業者指定申請等記載事項変更届（様式第22号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（立入検査の身分証明書）

第22条 条例第19条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第23号）によるものとする。

（助成措置の取消等の通知）

第23条 市長は、条例第21条の規定に基づき、助成措置の取消し等を決定したときは、速やかに当該助成適用事業者に対してその旨を通知する。

（見直しの期間）

第24条 用地取得費補助金、施設設備費補助金、工場等賃借費補助金、通信費補助金及び新規雇用奨励金に係る基本条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

（効果の測定）

第25条 用地取得費補助金、施設設備費補助金、工場等賃借費補助金及び通信費補助金に係る基本条例第4条第2項第1号に定める効果は、助成対象事業者の投下固定資産総額によって測定するものとする。

- 2 新規雇用奨励金に係る基本条例第4条第2項第1号に定める効果は、助成対象事業者の新規雇用者の数によって測定するものとする。

（その他）

第26条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年10月12日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の川内市企業立地促進条例施行規則（平成9年川内市規則第7号）又は祁答院町工場等立地促進に関する条例施行規則（平成9年祁答院町規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則は、条例の効力が失効した日（以下「効力失効日」という。）にその効力を失う。
- 4 前項の規定にかかわらず、条例附則第5項の規定により効力失効日以後もなおその効力を有するとされた者に関しては、この規則の規定は、効力失効日以後も、なおその効力を有する。

附 則（平成17年4月1日規則第55号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年8月1日規則第61号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第24号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月1日規則第30号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月3日規則第33号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第10号）  
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第31号）  
（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の薩摩川内市企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に工業生産施設等の操業を開始する助成対象事業者について適用し、同日前に工業生産施設等の操業を開始した助成対象事業者については、なお従前の例による。

○薩摩川内市企業立地支援補助金交付要綱

平成25年3月29日

告示第216号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市企業立地支援条例（平成25年薩摩川内市条例第18号。以下「条例」という。）第3条第2項の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「基本条例」という。）を実施するため、薩摩川内市企業立地支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、本市における企業の立地を支援し、もって本市経済の浮揚及び雇用の増大を図るため、必要があると認める者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(助成措置等)

第4条 市長は、本市における経済の浮揚及び雇用の増大を図るために必要があると認めるときは、次に掲げる措置（以下「助成措置」という。）を行うことができる。

(1) 用地取得費補助 工業生産施設等の新設、増設又は移転のために必要な土地（以下「施設用地」という。）の取得に要した経費の一部を補助する措置

(2) 施設設備費補助 工業生産施設等の新設、増設又は移転のために必要な建物を取得又は賃借し、かつ、機械設備を取得した場合にその建物及び機械設備（以下これらを「施設設備」という。）の取得に要した経費の一部を補助する措置

(3) 賃借費補助 工業生産施設等の新設、増設又は移転のために必要な建物又は施設用地（以下これらを「賃借物件」という。）の賃借に要した経費の一部を補助する措置

(4) 通信費補助 工業生産施設等のうち情報サービス施設に係る新設、増設又は移転を行った施設において通信回線の使用に要した経費の一部を補助する措置

(5) 新規雇用補助 新規雇用者（工業生産施設等の新設、増設又は移転に

係る操業開始に伴い、新たに雇用される者で、かつ、3箇月以上継続して雇用保険の被保険者となるものをいう。以下同じ。)のうち、操業開始日から1年を経過する日において引き続き6箇月以上継続して雇用され、かつ、本市に住所を6箇月以上有する者(以下「新規市内雇用者」という。)を雇用した場合に補助する措置

2 市長は、公益上必要があると認めるときは、事業者に対して、施設用地、賃借物件、資金及び労務のあっせん等便宜の供与を行うことができる。

(助成措置の対象)

第5条 助成措置は、次に掲げる要件を具備する事業者を対象とする。

(1) 用地取得費補助を受けようとする場合は、施設用地を新たに取得し、かつ、当該施設用地に工業生産施設等を新設、増設又は移転し、施設用地を取得した日(分割して取得した場合にあっては、当該施設用地の一部を最初に取得した日とする。)から5年以内にその操業を開始していること。

(2) 施設設備費補助を受けようとする場合は、工業生産施設等を新設、増設又は移転し、施設設備を取得した日(分割して取得した場合にあっては、当該施設設備の一部を最初に取得した日とする。)から2年以内にその操業を開始していること。

(3) 賃借費補助を受けようとする場合は、賃借物件を新たに賃借し、かつ、当該賃借物件に工業生産施設等を新設、増設又は移転し、賃借物件を賃借した日(分割して賃借した場合にあっては、当該賃借物件の一部を最初に賃借した日とする。)から2年以内にその操業を開始していること。

(4) 工業生産施設等の操業開始日後1年以内において、新規雇用者の数が10人以上であること。ただし、増設又は移転の場合は、5人以上であること。

(用地取得費補助の額等)

第6条 用地取得費補助は、次の各号に掲げる工業生産施設等の設置形態に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 新設の場合 工業生産施設等の施設用地の取得に要した経費(売買代金及び当該施設用地に係る造成費(解体費を含む。))をいう。以下同じ。)に10分の5を乗じて得た額。ただし、当該施設用地が市の指定する用地である場合は10分の6を乗じて得た額とする。

(2) 増設又は移転の場合 工業生産施設等の施設用地の取得に要した経費に10分の3を乗じて得た額。ただし、当該施設用地が市の指定する用地である場合は10分の4を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、用地取得費補助は、次の各号に掲げる工業生産施設等の設置形態及び新規雇用者数に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

(1) 新設の場合

ア 10人以上20人未満の場合 3,000万円

イ 20人以上30人未満の場合 5,000万円

ウ 30人以上の場合 1億円

(2) 増設又は移転の場合

ア 5人以上20人未満の場合 3,000万円

イ 20人以上30人未満の場合 5,000万円

ウ 30人以上の場合 1億円

(施設設備費補助の額等)

第7条 施設設備費補助は、次の各号に掲げる工業生産施設等の設置形態に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 新設の場合 工業生産施設等の施設設備の取得に要した経費に100分の10を乗じて得た額

(2) 増設又は移転の場合 工業生産施設等の施設設備の取得に要した経費に100分の5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、施設設備費補助は、次の各号に掲げる工業生産施設等の設置形態及び新規雇用者数に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

(1) 新設の場合

ア 10人以上20人未満の場合 3,000万円

イ 20人以上30人未満の場合 5,000万円

ウ 30人以上の場合 1億円

(2) 増設又は移転の場合

ア 5人以上20人未満の場合 3,000万円

イ 20人以上30人未満の場合 5,000万円

ウ 30人以上の場合 1億円

(賃借費補助の額等)

第8条 賃借費補助は、次の各号に掲げる工業生産施設等の設置形態に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 新設の場合 工業生産施設等の賃借物件の賃借に要した経費に10分の5を乗じて得た額

(2) 増設又は移転の場合 工業生産施設等の賃借物件の賃借に要した経費に10分の3を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、賃借費補助の額及び期間は、次の各号に掲げる工業生産施設等の設置形態及び新規雇用者数に応じ、当該各号に掲げる額を1年当たりの限度とし、操業開始日の属する月から3年を経過する月までの期間とする。

(1) 新設の場合

ア 10人以上20人未満の場合 1,000万円

イ 20人以上30人未満の場合 2,000万円

ウ 30人以上の場合 3,000万円

(2) 増設又は移転の場合

ア 5人以上20人未満の場合 1,000万円

イ 20人以上30人未満の場合 2,000万円

ウ 30人以上の場合 3,000万円

(通信費補助の額等)

第9条 通信費補助は、次の各号に掲げる情報サービス施設の設置形態に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 新設の場合 情報サービス施設における通信回線の使用に要した経費に10分の5を乗じて得た額

(2) 増設又は移転の場合 情報サービス施設における通信回線の使用に要した経費のうち、当該施設の増設又は移転により増加した経費に10分の3を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、通信費補助の額及び期間は、新設、増設又は移転の設置形態を問わず、次の各号に掲げる雇用者（操業開始日の翌日から起算して1年を経過する日、2年を経過する日及び3年を経過する日のそれぞれ属する月の末日時点において雇用されている者のうち市長が別に定めるものをいう。）の数に応じ、当該各号に掲げる額を1年当たりの限度とし、操業開始日の属する月から3年を経過する月までの期間とする。

(1) 50人以上100人未満の場合 1,000万円

(2) 100人以上200人未満の場合 2,000万円

(3) 200人以上の場合 3,000万円

(新規雇用補助の額等)

第10条 新規雇用補助の額は、新規市内雇用者の数に30万円を乗じて得た額とする。この場合において、新規市内雇用者に障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に掲げる者をいう。）があるときは、障害者の数に10万円を乗じて得た額を加算するものとする。



2 前項の規定にかかわらず、新規雇用補助の額は、1億円を限度とする。

(補助金の申請)

第11条 補助金の交付を受けようとする助成対象事業者は、それぞれその旨市長に申請しなければならない。ただし、用地取得費補助、施設設備費補助及び賃借費補助については、そのいずれかを申請するものとする。

2 市長は前項の申請を受理したときは、それぞれその内容を審査し、条例第1条の目的の達成に寄与すると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(成果)

第12条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、本市における経済の浮揚及び雇用の増大とする。

(見直しの期間)

第13条 補助金に係る基本条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第14条 用地取得費補助金、施設設備費補助金、賃借費補助金及び通信費補助金に係る基本条例第4条第2項第1号に定める効果は、助成対象事業者の投下固定資産総額（工業生産施設等の新設、増設又は移転に伴い、取得した固定資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる資産をいう。）のうち、工業生産施設等の事業の用に直接供するものの取得に要した額の合計額で、市長が認定した額をいう。）によって測定するものとする。

2 新規雇用補助金に係る基本条例第4条第2項第1号に定める効果は、助成対象事業者の新規市内雇用者の数によって測定するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。